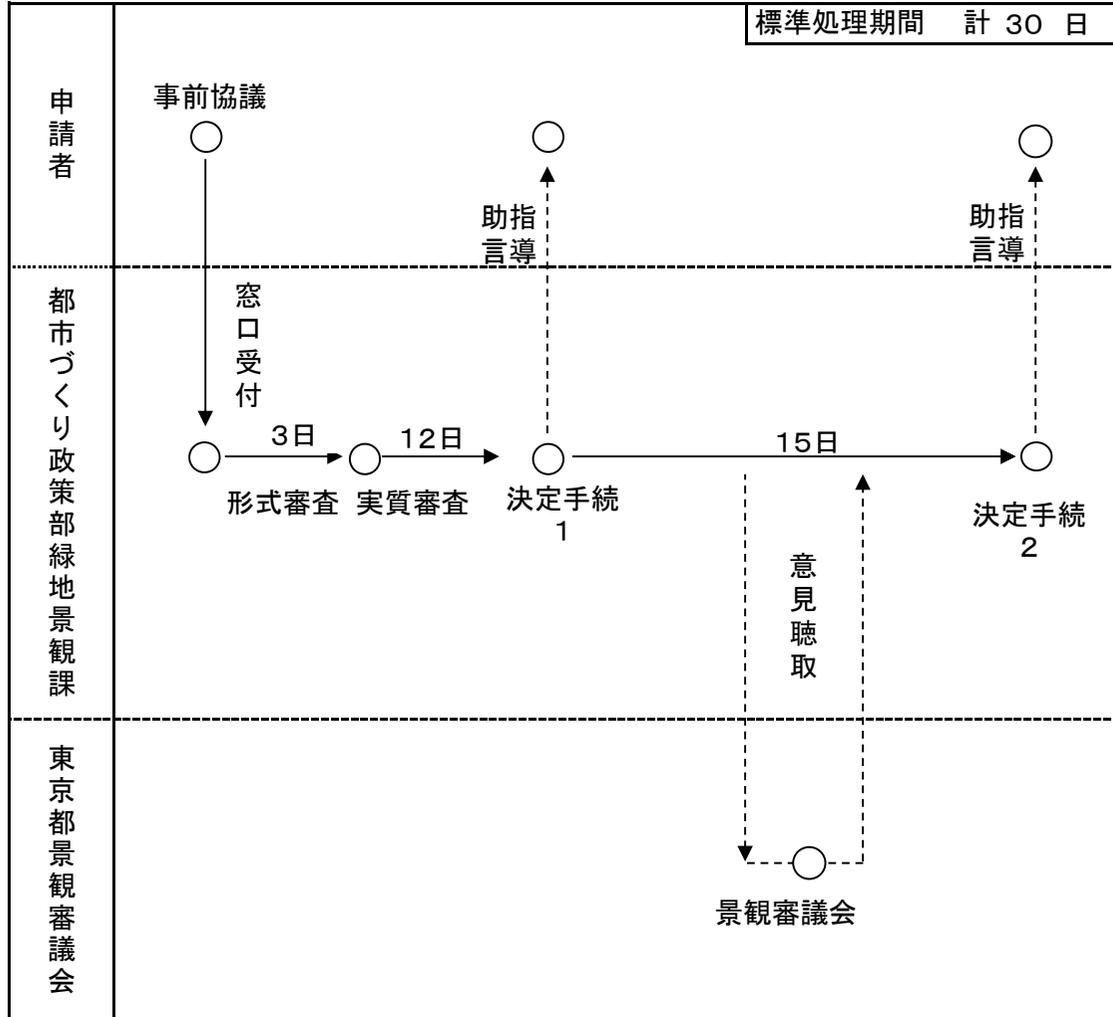


事務処理フロー図

事務名 大規模建築物等の建築等に係る事前協議書の提出

作成部署 都市整備局都市づくり政策部緑地景観課街並み景観担当 電話 30-294

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された事前協議書の記載漏れ、添付図書がそろっているか審査します。
2	実質審査	提出された事前協議書の内容について景観形成基準への適合を審査します。
3	決定手続1	実質審査に基づき、景観条例に基づく指導又は助言を行うか決定します。
4	景観審議会	必要に応じて、事前協議について、東京都景観審議会の意見を聴きます。
5	決定手続2	景観審議会の意見を踏まえ、指導又は助言を行います。